を「同項第九号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十一項」に、「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に、「第十三項及び第十四項」を「第十六項及び第十七項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第二十七条の四第十四項の」を「第二十七条の四第十一項の」に、「第十四項において」を「第十七項において」に、「同条第十四項」を「同条第十一項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十四項第二号」を「第二十七条の四第十一項第二号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二十七条の四第九項第二号」を「第二十七条の四第七項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第八項第二号に掲げる」を「第二十七条の四第六項第二号に掲げる」に改め、同号イ中「第二十七条の四第八項第二号」を「第二十七条の四第六項第二号」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同号ロ中「第四十二条の四第十二項第一号」を「第四十二条の四第六項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第八項第三号」を「第二十七条の四第六項第三号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第六号」を「第二十七条の四第六項第六号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第八項第七号」を「第二十七条の四第六項第七号」に「特定中小企業者」を「特定中小企業者等」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　施行令第二十七条の四第七項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた知的財産権の使用料の額は、法第四十二条の四第六項第一号に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第六項第八号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料の額であつて当該法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

第二十条第七項中「第二十七条の四第九項第一号」を「第二十七条の四第七項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第八項第一号に」を「第二十七条の四第六項第一号に」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「同条第十二項第一号」を「同条第六項第一号」に、「第二十七条の四第八項第一号イ」を「第二十七条の四第六項第一号イ」に、「規定する試験研究独立行政法人」を「掲げる国立研究開発法人」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第八項第五号」を「第二十七条の四第六項第五号」に、「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第三項」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第八号」を「第二十七条の四第六項第九号」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「独立行政法人医薬基盤研究所理事長」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十七条の四第八項第七号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第六項第七号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第六項第七号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）を「第二十七条の四第六項第七号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）に改め、「代表者」の下に「その他これに準ずる者」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第二十七条の四第六項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第六項第八号に規定する知的財産権（次号及び第十一項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う同条第六項第八号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する中小事業者等（第十一項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

四　その他参考となるべき事項

第二十条第五項中「第二十七条の四第八項第七号」を「第二十七条の四第六項第七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

第二十条の二第一項中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第二項中「第二十七条の五第六項」を「第二十七条の五第七項」に、「同条第五項各号」を「同条第六項各号」に改め、同条第三項中「同項第一号イ」の下に「又はロ」を加える。

第二十条の七第一項中「第二十七条の十二第一項」を「第二十七条の十二の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に、「第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項までに規定する」に改め、「主たる事業所」の下に「。次項及び第三項において同じ。」を加え、「法第四十二条の十二第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）を満たすことが確認」を「当該法人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項及び第三項において同じ。）の達成状況及び法第四十二条の十二の二第七項に規定する離職者がいないかどうかの確認が」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二第一項第一号」を「第四十二条の二第七項」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　施行令第二十七条の二十二の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の二第二項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち法第四十二条の十二の二第五項第五号の地方活力向上地域において整備した同号に規定する特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3　施行令第二十七条の十二の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の二第三項の規定の適用を受けようとする法人（その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち法第四十二条の十二の二第五項第十号の地方活力向上地域に移転して整備した同号に規定する特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十条の七に次の一項を加える。

5　施行令第二十七条の十二の二第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第一項及び第二項又は第一項及び第三項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二条の二十九第一項及び第二項又は同条第一項及び第三項に規定する書類の写し）とする。

第二十条の八第一項中「認定経営革新等支援機関（」を「認定経営革新等支援機関等（」に、「「認定経営革新等支援機関」」を「「認定経営革新等支援機関等」」に、「が当該認定経営革新等支援機関」を「が当該認定経営革新等支援機関等」に改め、「記載した書類」の下に「（当該認定経営革新等支援機関等が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合である場合には、それぞれこれらの組合員（農業協同組合にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項第三号に掲げる者を、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第五項第四号に掲げる者を、森林組合にあつては他の森林組合を、それぞれ除く。）に対して交付されたものに限る。）」を加え、同項第一号及び第二号中「認定経営革新等支援機関」を「認定経営革新等支援機関等」に改め、同条第四項中「第二十七条の十二の三第七項」を「第二十七条の十二の三第六項」に、「財務省令で定める書類の」を「経営改善指導助言書類の」に改める。